

「九四オレンジフェリー」・「宇和島運輸フェリー」を使って 「日本のひなた宮崎県」へ！キャンペーンに対するご協力のお願い

県内のホテル、旅館、民宿等、宿泊施設の皆様へ

日頃より当協会の業務推進に御理解と御協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、当協会では、四国から本県への観光入込客の増加を図るため、11月15日（土）から来年3月1日（日）まで、標記の観光誘客キャンペーンを実施することとしました。

このキャンペーンの中で、愛媛県八幡浜港～大分県臼杵港間で運航している「九四オレンジフェリー」又は「宇和島運輸フェリー」を利用して八幡浜港を出発する乗用自動車の往復利用者が、宮崎県内のホテル、旅館、民宿等、旅館業法上の許可を受けた宿泊施設に宿泊し、別添のチラシに宿泊証明を受け、臼杵港のりば窓口に提出することにより、帰りのカーフェリーの売店等で利用できるクーポン券を1台につき1,000円分プレゼントすることとしております。

ホテル、旅館、民宿等、宿泊施設の皆様におかれましては、宿泊されたお客様が別添のチラシを持参してこられた場合、お手数ですが、チラシの「宿泊施設記入欄」に、必要な内容を記入・押印し、宿泊証明をいただきますよう、御協力をお願いいたします。

※ 詳しくは、別添のチラシ及びQ & Aをご覧ください。

キャンペーン情報 URL

<https://www.kanko-miyazaki.jp/event/2379>



【お問い合わせ先】

(公財) 宮崎県観光協会 観光推進局 国内誘致部

後藤英一

〒880-0811 宮崎市錦町1番10号

宮崎グリーンスフィア壱番館3階 (KITENビル)

Tel. 0985-25-4676 Fax. 0985-26-6123

E-mail : goto-hidekazu@kanko-miyazaki.jp

宮崎県内の宿泊施設向けのQ & A

(Q 1)

このキャンペーンで使用するチラシは、カーフェリーの往復乗船券を購入・乗船した利用者が持参してくると考えて良いか。

(A 1)

そのように考えていただければ結構です。持参されたチラシに証明していただければと思います。宮崎県内の宿泊施設側がチラシを用意する必要はありません。

(Q 2)

利用者がコピー（白黒・カラー）されたチラシを持参してきた場合はどうすればいいのか。

(A 2)

コピーされたチラシでも結構ですので、証明をお願いいたします。

(Q 3)

チラシの「宿泊施設記入欄」には、「宿泊者名」、「宿泊期間」、「宿泊施設の住所」、「宿泊施設の名称」、「宿泊施設の担当者」、「担当者の印」を記入・押印することになっているが、「宿泊施設の住所」、「宿泊施設の名称」の欄には宿泊施設の住所、名称が入った「宿泊施設の座判」を押すことでいいか。

(A 3)

「宿泊施設の座判」があれば、「宿泊施設の住所」、「宿泊施設の名称」を記入するのではなく、むしろ座判を押していただくようお願いいたします。

(Q 4)

宮崎県内の宿泊施設への宿泊については、例えば、カーフェリーに乗船した乗用自動車1台に4名が乗車していた場合、うち1名でも宿泊施設に宿泊すれば、クーポン券はもらえるのか。

(A 4)

何名乗車しているかにかかわらず、乗用自動車1台につき1,000円分のクーポン券を差し上げます。乗車しているうち1名でも宿泊施設に宿泊して証明を受けていれば、クーポン券はもらえます。

(Q 5)

宿泊施設としては、宿泊された方から証明の依頼があれば、全員に対応することになるが、証明した全員にクーポン券はもらえるのか。

(A 5)

乗車される個々の方が宿泊証明を受けたチラシを提出されたとしても、乗用自動車1台につき1,000円分のクーポン券を車両単位で差し上げことになります。

(Q 6)

利用者が宮崎県内の宿泊施設に連泊した場合も、クーポン券は一律 1,000 円分なのか。

(A 6)

連泊された場合も、クーポン券は一律 1,000 円分になります。

(Q 7)

宮崎県内の宿泊施設は、ホテル、旅館、民宿等の全てが対象になるのか。例えば、「宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合」加盟施設等に限定していないのか。

(A 7)

宮崎県内の宿泊施設は、ホテル、旅館、民宿等が対象になりますが、「旅館業法上の許可を受けた」宿泊施設に限ります。旅館業法上の許可を受けていない違法民泊等は対象になりません。

(Q 8)

その他、不明な点があれば、どこに問い合わせすればいいのか。

(A 8)

「(公財)宮崎県観光協会 観光推進局 国内誘致担当 (Tel. 0985-25-4676)」までお問い合わせください。
